

## 「富士登山における安全確保のためのガイドライン」の改定（平成 27 年 3 月）の概要

平成 27 年 3 月 17 日に開催された「富士山における適正利用推進協議会」において、以下の 2 つのポイントを中心に、「富士登山における安全確保のためのガイドライン」を改定することを決定した（改定の詳細は添付の新旧対照表の通り）。

### 改定のポイント

- スキー・スノーボードによる事故防止のため、当該ガイドラインが富士山におけるスキー・スノーボードの滑走も対象としていることを明確化した。
- 平成 26 年 9 月の御嶽山の噴火による事故を踏まえ、噴石や落石から身を守るためのヘルメット等の持参を推奨する文言を追加した。

《新旧対照表》

頁	行	項目	現行	改定案	修正理由																																			
1	3 段落 目	1 趣旨	<p>このガイドラインは、富士山における遭難事故の防止及び自然環境を保全するため、登山者に対し、登山に関する注意事項等を広く周知し登山における安全を確保するとともに、特に、登山道が全面通行止めとなる夏山期間以外の時期において、十分な知識やしっかりとした装備、計画を持たない者が、登山しないことを強く求めるものである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【本文省略】</b></p> <p>《遭難事故件数等の推移》</p> <p style="text-align: right;">(過去 10 年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2003</th> <th>2004</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遭難件数</td> <td>30 (13)</td> <td>33 (13)</td> <td>62 (27)</td> </tr> <tr> <td>遭難者数</td> <td>46 (15)</td> <td>37 (15)</td> <td>76 (34)</td> </tr> <tr> <td>うち死亡者数</td> <td>1 (1)</td> <td>5 (5)</td> <td>13 (12)</td> </tr> <tr> <td>登山者数 (環境省調査)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>318,565</td> </tr> </tbody> </table>	年	2003	2004	2012	遭難件数	30 (13)	33 (13)	62 (27)	遭難者数	46 (15)	37 (15)	76 (34)	うち死亡者数	1 (1)	5 (5)	13 (12)	登山者数 (環境省調査)	—	—	318,565	<p>このガイドラインは、富士山における遭難事故の防止及び自然環境を保全するため、登山者に対し、登山に関する注意事項等を広く周知し登山における安全を確保するとともに、特に、登山道が全面通行止めとなる夏山期間以外の時期において、十分な<u>技術・経験・知識</u>としっかりとした装備、<u>計画</u>を持たない者が、登山しないことを強く求めるものである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【本文省略】</b></p> <p>《遭難事故件数等の推移》(山梨県警、静岡県警のデータをもとに作成)</p> <p style="text-align: right;">(過去 10 年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2013</th> <th>2014</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遭難件数</td> <td>113 (31)</td> <td>74 (19)</td> </tr> <tr> <td>遭難者数</td> <td>121 (37)</td> <td>80 (19)</td> </tr> <tr> <td>うち死亡者数</td> <td>13 (11)</td> <td>10 (6)</td> </tr> <tr> <td>登山者数 (環境省調査)</td> <td>310,721</td> <td>285,494</td> </tr> </tbody> </table>	年	2013	2014	遭難件数	113 (31)	74 (19)	遭難者数	121 (37)	80 (19)	うち死亡者数	13 (11)	10 (6)	登山者数 (環境省調査)	310,721	285,494	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「十分な知識」という言葉の中に技術・経験も含まれるものという位置づけであったが、技術・経験不足が事故を招く恐れがあるので、より明確化する。</li> <li>・ 出展を明記</li> <li>・ 直近 10 年間に修正 (2013 年、2014 年の追加、2003 年、2004 年の削除)</li> </ul>
年	2003	2004	2012																																					
遭難件数	30 (13)	33 (13)	62 (27)																																					
遭難者数	46 (15)	37 (15)	76 (34)																																					
うち死亡者数	1 (1)	5 (5)	13 (12)																																					
登山者数 (環境省調査)	—	—	318,565																																					
年	2013	2014																																						
遭難件数	113 (31)	74 (19)																																						
遭難者数	121 (37)	80 (19)																																						
うち死亡者数	13 (11)	10 (6)																																						
登山者数 (環境省調査)	310,721	285,494																																						

頁	行	項目	現行	改定案	修正理由
1	下から 3行目	2 万全な準備をしない登山者の夏山期間以外の登山禁止	2 万全な準備をしない登山者の夏山期間以外の登山禁止 夏山期間以外の時期（※1）は、十分な知識やしっかりとした装備、計画等を持った者の登山は妨げるものではないが、以下の理由により、万全な準備をしない登山者の登山は禁止する。	2 万全な準備をしない登山者の夏山期間以外の登山禁止 夏山期間以外の時期（※1）は、十分な技術・経験・知識としっかりとした装備・計画を持った者の登山は妨げるものではないが、以下の理由により、 <u>このような万全な準備をしない登山者の登山（スキー・スノーボードによる滑走を含む）</u> は禁止する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「十分な知識」という言葉の中に技術・経験も含まれるものという位置づけであったが、技術・経験不足が事故を招く恐れがあるので、より明確化する。</li> <li>・これまでも、「登山」という文言の中に、スキー・スノーボードによる滑走も含まれるという位置づけであったが、スノーボード滑走中の死亡事故を踏まえ、明確化する。</li> </ul>
2	1行目	2 万全な準備をしない登山者の夏山期間以外の登山禁止	この時期は、夏山期間以上に気象条件が厳しく、登山道は全面通行止め（※2）となっており、救護所、トイレなども閉鎖、携帯電話が通じにくいなど、安全の確保が困難である。また、登山道以外についても安全を確保することは難しい。	この時期は、夏山期間以上に気象条件が厳しく、登山道は全面通行止め（※2）となっており、救護所、トイレなども閉鎖、携帯電話が通じにくいなど、安全の確保が困難である。また、登山道以外についても安全を確保することは難しい。 <u>特に、積雪期には傾斜が急な斜面が広範囲に渡って凍結するため、転倒等で滑落した場合に死亡事故につながる可能性が高い。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪期における滑落の危険性を周知するために追記する。</li> </ul>

頁	行	項目	現行	改定案	修正理由
2			<p>しかしながら、実際には登山者等が見られる中で、遭難事故が増加しており、2012年の夏山期間以外の遭難者数は34人、うち死亡者数が12人に上るなど深刻な状況で、警察、消防など地元関係者は危険な遭難救助の対応を強いられている。</p> <p>登山は、あくまで自己責任（※3）において行われるものであるが、自己の生命を守るため、また、遭難、行方不明時の迅速な救助のため、特に夏山期間以外の登山等に際しては、公益社団法人日本山岳協会が推奨する「登山計画書」を必ず作成・提出すること。</p> <p>なお、「登山計画書」を提出したとしても、そのことをもって登山道の通行を許可したことにはならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1 夏山期間の登山についても、「4 夏山期間の登山に係る注意事項について」を参照のこと。</p> <p>※2 夏山期間以外において、登山道は、道路法第46条により全面通行止めとなっている。</p> <p>※3 登山する場合は、自己責任において身の安全を守る。</p> </div>	<p>しかしながら、実際には登山者等が見られる中で、遭難事故が増加しており、<u>2014年</u>の夏山期間以外の遭難者数は<u>19人</u>、うち死亡者数が<u>6人</u>に上るなど深刻な状況で、警察、消防など地元関係者は危険な遭難救助の対応を強いられている。</p> <p>登山は、あくまで自己責任（※3）において行われるものであるが、自己の生命を守るため、また、遭難、行方不明時の迅速な救助のため、特に夏山期間以外の登山等に際しては、公益社団法人日本山岳協会が推奨する「登山計画書」を必ず作成・提出すること。</p> <p>なお、「登山計画書」を提出したとしても、そのことをもって登山道の通行を許可したことにはならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1 夏山期間の登山についても、「4 夏山期間の登山に係る注意事項について」を参照のこと。</p> <p>※2 夏山期間以外において、登山道は、道路法第46条により全面通行止めとなっている。</p> <p>※3 登山する場合は、自己責任において身の安全を守る。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新のデータを反映する。</li> </ul>

頁	行	項目	現行	改定案	修正理由																																																																																											
2	中段落 目	○厳しい気象条件	<p>○厳しい気象条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春季（概ね4月末～6月末） 急激な気温低下、雪崩や雪解けにより緩んだ浮石による落石の多発や、雪面凍結による滑落の危険がある。</li> <li>・秋季(概ね9月中旬～11月下旬) 暴風や台風による悪天候、気温低下による急な風雪などが起こる。</li> <li>・冬期（概ね11月下旬～4月末） さらに気象条件が厳しく、氷点下30度を下回る気温、風速30m以上の強風も稀ではない。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2003</th> <th>2004</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>△ 19.1</td><td>△ 20.0</td><td>△ 19.9</td></tr> <tr><td>2月</td><td>△ 16.5</td><td>△ 17.1</td><td>△ 18.0</td></tr> <tr><td>3月</td><td>△ 15.9</td><td>△ 14.3</td><td>△ 14.7</td></tr> <tr><td>4月</td><td>△ 5.4</td><td>△ 7.3</td><td>△ 9.6</td></tr> <tr><td>5月</td><td>△ 2.2</td><td>△ 0.2</td><td>△ 5.6</td></tr> <tr><td>6月</td><td>1.7</td><td>2.6</td><td>1.1</td></tr> <tr><td>7月</td><td>3.4</td><td>5.7</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>8月</td><td>6.4</td><td>6.0</td><td>7.1</td></tr> <tr><td>9月</td><td>4.1</td><td>3.8</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>10月</td><td>△ 2.8</td><td>△ 1.0</td><td>△ 2.9</td></tr> <tr><td>11月</td><td>△ 5.1</td><td>△ 7.5</td><td>△ 11.2</td></tr> <tr><td>12月</td><td>△ 14.9</td><td>△ 12.8</td><td>△ 16.7</td></tr> </tbody> </table>	年	2003	2004	2012	1月	△ 19.1	△ 20.0	△ 19.9	2月	△ 16.5	△ 17.1	△ 18.0	3月	△ 15.9	△ 14.3	△ 14.7	4月	△ 5.4	△ 7.3	△ 9.6	5月	△ 2.2	△ 0.2	△ 5.6	6月	1.7	2.6	1.1	7月	3.4	5.7	5.6	8月	6.4	6.0	7.1	9月	4.1	3.8	3.5	10月	△ 2.8	△ 1.0	△ 2.9	11月	△ 5.1	△ 7.5	△ 11.2	12月	△ 14.9	△ 12.8	△ 16.7	<p>○厳しい気象条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春期（概ね4月末～6月末） 急激に<u>気温が低下することがあり、雪面の凍結により、冬期と同様に滑落から死亡事故につながる危険がある。また、雪崩や雪解けにより緩んだ浮石による落石が多発する。</u></li> <li>・秋期（概ね9月中旬～11月下旬） 暴風や台風による悪天候、気温低下による急な風雪などが起こる。</li> <li>・冬期（概ね11月下旬～4月末） さらに気象条件が厳しく、氷点下30度を下回る気温、風速30m以上の強風も稀ではない。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2013</th> <th>2014</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td><u>△ 19.4</u></td><td><u>△ 18.1</u></td></tr> <tr><td>2月</td><td><u>△ 17.4</u></td><td><u>△ 15.8</u></td></tr> <tr><td>3月</td><td><u>△ 12.1</u></td><td><u>△ 14.6</u></td></tr> <tr><td>4月</td><td><u>△ 10.5</u></td><td><u>△ 10.4</u></td></tr> <tr><td>5月</td><td><u>△ 3.7</u></td><td><u>△ 4.5</u></td></tr> <tr><td>6月</td><td><u>1.9</u></td><td><u>1.0</u></td></tr> <tr><td>7月</td><td><u>4.7</u></td><td><u>5.6</u></td></tr> <tr><td>8月</td><td><u>6.4</u></td><td><u>5.3</u></td></tr> <tr><td>9月</td><td><u>5.0</u></td><td><u>1.8</u></td></tr> <tr><td>10月</td><td><u>0.3</u></td><td><u>△ 2.1</u></td></tr> <tr><td>11月</td><td><u>△ 11.5</u></td><td><u>△ 8.2</u></td></tr> <tr><td>12月</td><td><u>△ 16.7</u></td><td><u>△ 18.5</u></td></tr> </tbody> </table>	年	2013	2014	1月	<u>△ 19.4</u>	<u>△ 18.1</u>	2月	<u>△ 17.4</u>	<u>△ 15.8</u>	3月	<u>△ 12.1</u>	<u>△ 14.6</u>	4月	<u>△ 10.5</u>	<u>△ 10.4</u>	5月	<u>△ 3.7</u>	<u>△ 4.5</u>	6月	<u>1.9</u>	<u>1.0</u>	7月	<u>4.7</u>	<u>5.6</u>	8月	<u>6.4</u>	<u>5.3</u>	9月	<u>5.0</u>	<u>1.8</u>	10月	<u>0.3</u>	<u>△ 2.1</u>	11月	<u>△ 11.5</u>	<u>△ 8.2</u>	12月	<u>△ 16.7</u>	<u>△ 18.5</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪期における滑落の危険性を周知するために追記する。</li> <li>・直近10年間に修正（2013年、2014年の追加、2003年、2004年の削除）</li> </ul>
年	2003	2004	2012																																																																																													
1月	△ 19.1	△ 20.0	△ 19.9																																																																																													
2月	△ 16.5	△ 17.1	△ 18.0																																																																																													
3月	△ 15.9	△ 14.3	△ 14.7																																																																																													
4月	△ 5.4	△ 7.3	△ 9.6																																																																																													
5月	△ 2.2	△ 0.2	△ 5.6																																																																																													
6月	1.7	2.6	1.1																																																																																													
7月	3.4	5.7	5.6																																																																																													
8月	6.4	6.0	7.1																																																																																													
9月	4.1	3.8	3.5																																																																																													
10月	△ 2.8	△ 1.0	△ 2.9																																																																																													
11月	△ 5.1	△ 7.5	△ 11.2																																																																																													
12月	△ 14.9	△ 12.8	△ 16.7																																																																																													
年	2013	2014																																																																																														
1月	<u>△ 19.4</u>	<u>△ 18.1</u>																																																																																														
2月	<u>△ 17.4</u>	<u>△ 15.8</u>																																																																																														
3月	<u>△ 12.1</u>	<u>△ 14.6</u>																																																																																														
4月	<u>△ 10.5</u>	<u>△ 10.4</u>																																																																																														
5月	<u>△ 3.7</u>	<u>△ 4.5</u>																																																																																														
6月	<u>1.9</u>	<u>1.0</u>																																																																																														
7月	<u>4.7</u>	<u>5.6</u>																																																																																														
8月	<u>6.4</u>	<u>5.3</u>																																																																																														
9月	<u>5.0</u>	<u>1.8</u>																																																																																														
10月	<u>0.3</u>	<u>△ 2.1</u>																																																																																														
11月	<u>△ 11.5</u>	<u>△ 8.2</u>																																																																																														
12月	<u>△ 16.7</u>	<u>△ 18.5</u>																																																																																														

表

頁	行	項目	現行	改定案	修正理由
3	遭難・事故例 枠内2 項目	○遭難・事故例	<p>○遭難・事故例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年12月5日午後2時頃、滑落して左腕を骨折した46歳男性から110番で救助要請があり、午後3時10分県警へりと登山口から山岳遭難救助隊が捜索に向かったが、強風のためへりが接近不能で発見できず、午後6時30分日没で捜索中止。翌日遺体発見。</li> <li>・2012年3月9日午前0時35分、寒さから行動不能となった38歳男性から110番で救助要請、同8時50分に再度の救助要請があり、山岳遭難救助隊が捜索に向かったが発見できず、当日を含め5日間捜索したが未発見。夏になり遺体発見。</li> </ul>	<p>○遭難・事故例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年12月5日午後2時頃、滑落して左腕を骨折した46歳男性から110番で救助要請があり、午後3時10分県警へりと登山口から山岳遭難救助隊が捜索に向かったが、強風のためへりが接近不能で発見できず、午後6時30分日没で捜索中断。翌日遺体発見。</li> <li>・2012年3月9日午前0時35分、寒さから行動不能となった38歳男性から110番で救助要請があり、山岳遭難救助隊が当日を含め5日間捜索したが未発見。夏になり遺体で発見され、収容。</li> <li>・<u>2014年5月4日午後0時30分頃、富士山噴火口周辺で、スノーボードをしていた23歳男性が数十メートル滑落し、死亡。また、この男性の救助活動にあたった単独登山中の42歳男性も滑落して行方不明となり、富士宮口八合五勺付近で、遺体として発見。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スノーボードによる死亡事故が起きたことを踏まえ、スノーボード等による滑走の危険性を周知するため、事例として追加する。</li> </ul>

頁	行	項目	現行	改定案	修正理由
3	遭難・ 事故例 枠下	○登山計画書提出先  吉田ルート の提出先 枠内	○登山計画書提出先 ・ 下記に登山計画書を提出するほか、予定日までに下山をしていない、連絡がとれないなど遭難に気付くことができる方（家族、クラブ（山岳会）、職場、学校など）に計画を知らせておくことは、迅速な救助に不可欠である。  山梨県警察本部地域課 〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 TEL 055-235-2121 【本文省略】	○登山計画書提出先 ・ 下記の <u>いずれか</u> に登山計画書を提出するほか、予定日までに下山をしていない、連絡がとれないなど遭難に気付くことができる方（家族、クラブ（山岳会）、職場、学校など）に計画を知らせておくことは、迅速な救助に不可欠である。  山梨県警察本部地域課 〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 TEL 055-221-0110 【本文省略】	・ 提出先は、いずれか1機関に提出すれば足りることを明記          ・ 電話番号の修正

頁	行	項目	現行	改定案	修正理由
4 ～ 5		最低限必要な装備枠内	<p>(1) 登山基本情報 ア 登山シーズン 【本文省略】 イ 登山口・登山ルート 【本文省略】 ウ 最低限必要な装備</p> <p>・夏山登山に最低限必要な装備は、出発前に必ず確認する。いわゆる観光気分での登山や思いつきによる準備不足の登山は、遭難事故につながりかねないことから、絶対にしない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ 最低限必要な装備 (前文略)、地図又はガイドブック</p> </div>	<p>(1) 登山基本情報 ア 登山シーズン 【本文省略】 イ 登山口・登山ルート 【本文省略】 ウ 最低限必要な装備</p> <p>・夏山登山に最低限必要な装備は、出発前に必ず確認する。いわゆる観光気分での登山や思いつきによる準備不足の登山は、遭難事故につながりかねないことから、絶対にしない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ 最低限必要な装備 (前文略)、地図又はガイドブック、<u>コンパス</u></p> </div> <p>・ <u>突発的な噴火等に備えて、ヘルメットや防塵マスク、ゴーグルの持参を推奨する。ヘルメットは落石や転倒の際にも頭部を守る役割があり、また防塵マスク、ゴーグルは砂埃の多い下山道でも役立つ。</u></p>	<p>・ 必要な装備の追加</p> <p>・ 御嶽山の火山噴火事故を踏まえ、登山者にヘルメット及び防塵マスク、ゴーグルの持参を呼びかけるために追加する。</p>
5	2行目	・吉田ルートと須走ルートの道迷い注意	<p>吉田ルートの下山には、山頂から八合目まで、須走ルートと同じ下山道を利用するため、八合目の吉田ルートと須走ルートの分岐を間違える方が多いので十分注意する。(2012年人数(静岡県富士山ナビゲーター聞き取り):914人)</p>	<p>吉田ルートの下山には、山頂から八合目まで、須走ルートと同じ下山道を利用するため、八合目の吉田ルートと須走ルートの分岐を間違える方が多いので十分注意する。(2014年人数(静岡県富士山ナビゲーター聞き取り):784人)</p>	<p>・最新のデータを反映する。</p>



頁	行	項目	現行	改定案	修正理由
5	2 段落 目		<p>(2)安全確保情報 ア 最新気象情報の入手</p> <p>・登山前に、必ず最新の気象情報・予報（天気、気温、風力、気圧、霧、雷など）や警報・注意報の発令状況などを気象庁や当協議会のホームページなどで確認し、悪天候が確実な予報時には計画を延期するなど、無理な登山を執行しない。</p> <p>【本文省略】</p>	<p>(2)安全確保情報 ア 最新気象情報等の入手</p> <p>・登山前に、必ず最新の気象情報・予報（天気、気温、風力、気圧、霧、雷など）や警報・注意報の発令状況、<u>火山情報</u>などを気象庁や当協議会のホームページなどで確認し、悪天候が確実な予報時には計画を延期するなど、無理な登山を執行しない。</p> <p>【本文省略】</p>	<p>・入手情報に、火山情報を追加</p>
6	2 行目	①天候が急変しやすい	① 天候が急変しやすい 【本文省略】	① <u>天候急変</u> 【本文省略】	前後の表現と揃えるため修正
8	ア 吉田 ルート枠内  ウ 御殿 場ルート 枠内		<p>(2)登山ルート別の特徴及び施設紹介・注意点 ア 吉田ルート 登山情報問合せ先 五合目総合管理センター(五合目) イ 須走ルート 【本文省略】 ウ 御殿場ルート 施設紹介・注意点 【本文省略】 ・六合目で宝永遊歩道と分岐し富士宮ルートに至る。 【本文省略】</p>	<p>(2)登山ルート別の特徴及び施設紹介・注意点 ア 吉田ルート 登山情報問合せ先 <u>富士山</u>五合目総合管理センター(五合目) イ 須走ルート 【本文省略】 ウ 御殿場ルート 施設紹介・注意点 【本文省略】 ・六合目で<u>分岐し、宝永遊歩道から</u>富士宮ルートに至る。 【本文省略】</p>	<p>・名称の修正</p> <p>・わかりやすい表現に修正</p>
10	3 行目	5 問い合わせ先	<p>本ガイドラインに関する問い合わせは、下記のとおり。 ○静岡県文化・観光部交流企画局交流政策課富士山交流班 TEL054-221-3776 【以下省略】</p>	<p>本ガイドラインに関する問い合わせは、下記のとおり。 ○静岡県文化・観光部<u>文化局富士山世界遺産課安全対策班</u> TEL054-221-3747 【以下省略】</p>	<p>・組織改正に伴う修正</p>